

平成27年度桑名広域清掃事業組合一般会計予算

平成27年度桑名広域清掃事業組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,059,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年2月18日提出

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤徳宇

平成 27 年度桑名広域清掃事業組合
ごみ処理施設整備事業特別会計予算

平成 27 年度桑名広域清掃事業組合のごみ処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 122,465 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 27 年 2 月 18 日提出

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤 徳 宇

議案第 4 号

平成26年度桑名広域清掃事業組合一般会計補正予算(第2号)

平成26年度桑名広域清掃事業組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,618千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,280,404千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年2月18日提出

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤徳宇

平成26年度桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業
特別会計補正予算(第2号)

平成26年度桑名広域清掃事業組合ごみ処理施設整備事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ21,936千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ229,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成27年2月18日提出

桑名広域清掃事業組合
管理者 伊藤徳宇